

【営業届出に該当しない場合】

<p>公衆衛生に 与える影響が 少ない営業</p>	<ul style="list-style-type: none">○食品又は添加物の輸入業○食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）○容器包装に入れられ、又は包まれた食品又は添加物のうち、常温保存が可能なものの販売をする営業○合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業○器具又は容器包装の輸入業又は販売業
<p>採取業に あたるもの</p>	<p>生産者及び生産者団体が自ら農作物等を生産し直接販売・出荷すること、またこれらの農産物等を乾燥等の簡易な加工をして直接販売・出荷することは「採取業」にあたり、営業の届出は不要です。</p> <p>例1：自ら生産した野菜・果実・きのこの直接販売及び出荷</p> <p>例2：自ら生産した野菜・果実・きのこを自ら加工し、干し芋、干し柿、干し椎茸等として直接販売・出荷</p>